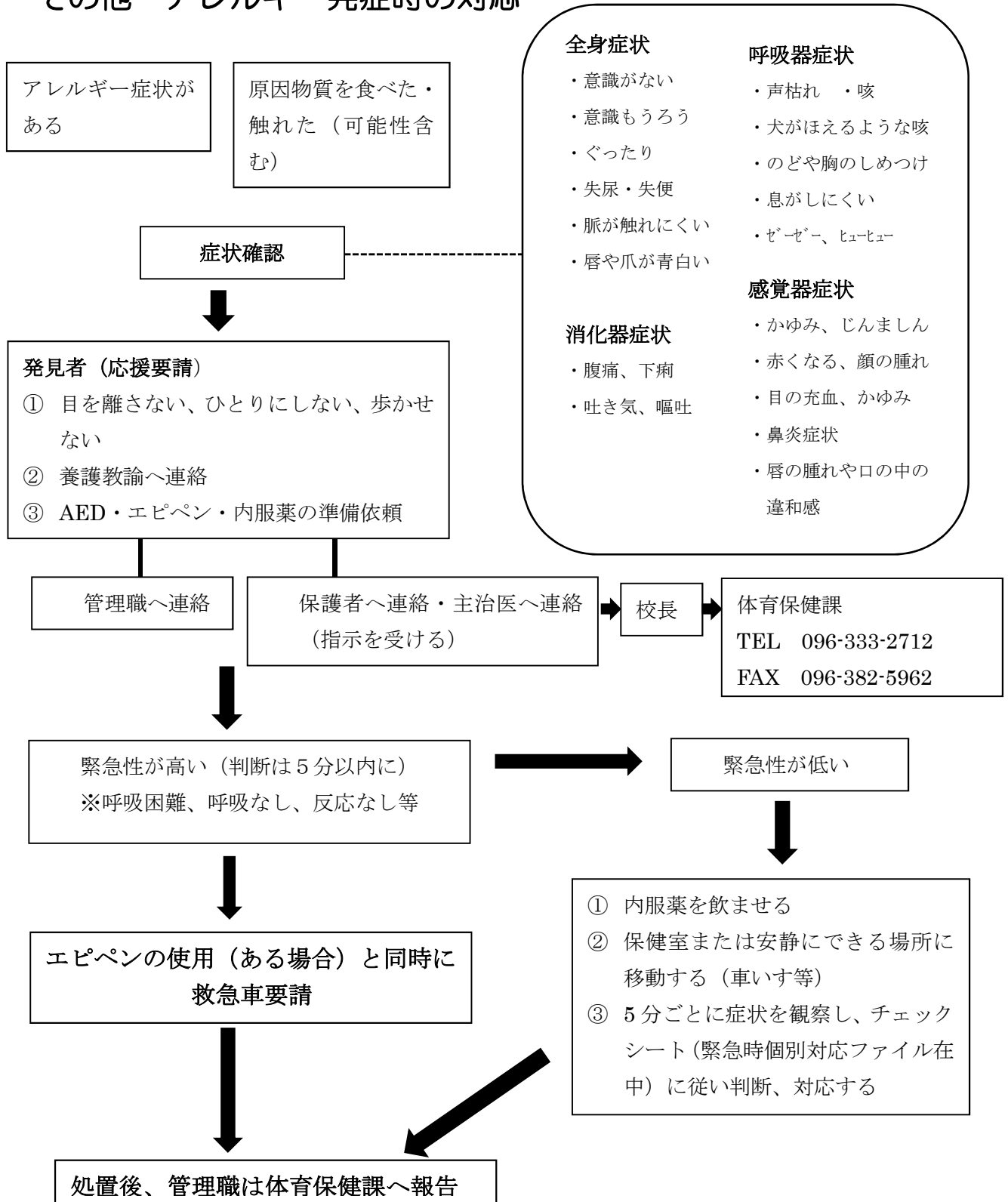


その他 アレルギー発症時の対応



アレルギー疾患（食物アレルギー・アトピー性皮膚炎・アレルギー性皮膚炎・アレルギー性鼻炎・気管支ぜんそく）を持つ幼児児童生徒への対応

- 入学前に保護者の申し出あり
 - 新規に発症した幼児児童生徒について保護者の申し出あり
 - 保健調査票に記入有り（必要に応じて確認）
- (1) 保護者からの申し出、保健調査票からアレルギー疾患の幼児児童生徒を把握し、一覧表を作成する
- (2) 特別な配慮・管理を希望する場合、幼児児童生徒の保護者へ配付し、提出を求める。
- <ア>「学校生活管理指導表」 医師が記入
 - <イ>「アレルギー調査票」（様式1～6） 保護者等が記入
 - <ウ>「アレルギー疾患に関する個人面談について」の配付・面談日の確認
- (3) 保護者との面談
- 出席者：管理職、担任、学部主事、保健主事、養護教諭等
 - 確認事項
 - *「学校生活管理指導表」「アレルギー調査票」の内容
(緊急連絡先・発症時の症状・学校生活時の留意点・薬剤使用時の留意事項等)
 - *「学校生活管理指導表」の内容等は、全教職員で共通理解することに對し保護者に同意を得る
- (4) アレルギー個別取組プラン作成（様式7）
- ※食物アレルギーの場合、併せて
 - *調理場における対応検討
 - *食物アレルギー対応委員会におけるプランの検討と決定
- (5) 保護者へ対応を通知（様式8）
- 併せてアレルギー個別取組プランへの押印のお願い
- (6) 教職員への周知徹底
- (7) 決定後、変更が生じた場合の対応
- 学校の基本対応に変更が生じた場合
保護者に決定内容等を知らせると共に、今後の対応について納得が得られるように話し合いを行う。
 - 医師からの指示内容に変更が生じた場合
保護者より速やかに学校へ連絡を行う。「学校生活管理指導表」の再提出。
 - 対応する必要がなくなった場合
保護者が「学校生活管理指導表」に對応がなくなった旨を記入し、学校へ提出。